

菅又病院介護医療院 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	菅又病院介護医療院
所在地	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2351
管理者名	布施 大輔
電話番号	028-676-0311
FAX 番号	028-676-2399
事業者指定番号	09B2600028

2. 設備の概要

定員	88名		
療養室	個室	4室 (2階3階)	10.51 m ² ~12.6 m ²
	4人部屋	18室 (2階3階)	29.49 m ² ~37.05 m ²
	2人部屋	6室 (2階3階)	18.46 m ² ~22.10 m ²
機能訓練室 (菅又病院共用)	1室	菅又病院に設置の物を使用	
食堂兼談話室	2ヶ所	55.77 m ²	
浴室	2ヶ所		
サービス・ステーション	2ヶ所	2. 3階1ヶ所	
診察室 (菅又病院共用)	1ヶ所	菅又病院に設置の物を使用	
厨房	1ヶ所		
洗濯室	2ヶ所		
X線室 (菅又病院共用)		菅又病院に設置の物を使用	
薬局	1ヶ所	菅又病院に設置の物を使用	
非常災害設備等	全館スプリンクラー、火災報知器、消火器、消火栓など		

3. 施設の目的

介護医療院とは、「日常的な医学管理」「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養の為の医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

4. 運営方針

当施設では、長期にわたり療養が必要な要介護状態にある利用者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

5. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常勤換算
管理者（医師）	1名
医師	2名以上
薬剤師	1名
事務職員	1名
介護支援専門員	1名以上
管理栄養士	1名
理学療法士	1名以上
正・准看護師	16名以上
介護福祉士・介護職員	22名以上

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医師	病院・介護医療院兼務のため24時間体制
薬剤師	8:30～17:30（日曜祭日除く）
介護支援専門員	8:30～17:30（日曜祭日除く）
看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番 8:00～17:00 2名 通常 8:30～17:30 4名～ 遅番 9:30～18:30 2名 夜勤 16:30～9:00 2名
介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番 7:30～16:30 2名 8:00～17:00 2名 通常 8:30～17:30 4名～ 遅番 9:30～18:30 4名 夜勤 16:30～9:00 2名
理学療法士	8:30～17:30（日曜祭日除く）

※夜勤帯については各階看護職員1名と介護職員1名体制となります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後1か月以内
- ②継続研修 適時
- ③その他各種研修 月1回～

6. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービスの内容>

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表より、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) ・食事は下記の時間を標準としますが、個々の状態により前後することがあります。 (食事時間) 朝食 8時20分～ 昼食 12時20分～ 夕食 18時00分～
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。 ・医師による診察は、週1回以上行います。 ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 ・全介助の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練を実施します。
口腔衛生管理及び口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・菅又歯科より医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを行います。
離床・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能低下の防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
相談及び援助	入所者様とご家族様からのご相談に応じます

<サービス利用料金>

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。()は個室の単位。(1単位10円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費 (多床室)	833	943	1,182	1,283	1,375
(従来型個室)	(721)	(832)	(1070)	(1172)	(1263)

(2) 加算について (1 単位 10 円)

種 類	内 容	単位数
初期加算	入所した当初には、施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから算定。過去3ヶ月間（認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間）入所したことがない場合	30 単位（日） 入所日から30日間
初期入所診療管理	入所の際に、医師・看護師・その他関係職種が共同して診療計画を策定し、本人又は家族の方へ説明を行う。過去3か月間（認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間）に入所したことがない場合	250 単位（1回）
外泊	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、所定単価に代えて算定する。但し、外泊の初日・最終日は所定単価にて算定	362 単位 (1カ月6日まで)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービスの質の向上や職員のキャリアアップ、介護福祉士割合や勤続年数に応じた事業所を評価する加算	22 単位（日）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合している施設が、入所者に対しサービスを行った場合	算定した単位数の 1000分の51
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況、疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省にデータ提出し、サービス向上を図る	60 単位（月）
安全管理体制加算	安全管理部門を設置し、組織的な安全対策を実施する体制。事故発生・再発防止措置の実施	20 単位 (入所時1回のみ)
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	施設全体で褥瘡対策を行っている場合 日常生活の自立度がB以上の方のみ	6 単位（日）
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	褥瘡対策指導管理（Ⅰ）を算定。施設入所時の評価の結果、リスク判定し、発生防止に努めること。	10 単位（月）
感染対策指導管理	施設全体で感染対策を行っている場合	6 単位（日）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	「感染対策向上加算」に係る届出を行った医療機関との連携し、3年に1回以上実地指導を受けていること	5 単位（月）
理学療法（Ⅰ）	利用者の生活機能の改善を目的とし、医師の指示のもと常勤の理学療法士または、作業療法士が計画的にリハビリテーションを行う。	123 単位（1回）
短期集中リハビリテーション	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士がその入所した日から起算して3月以内に集中的に理学、作業、言語聴覚または摂食機能療法を行った場合	240 単位（1回）
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合	518 単位（回）

排せつ支援加算	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し利用者もそれを希望する場合	10 単位 (月)
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	認知症の行動・心理症状 (BPSD) の発現を未然に防ぐため、早期対応するために取り組みを推進する	120 単位 (月)
退所時指導加算	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に入所者及び家族に、退所後の療養上の指導を行った場合	400 単位 (1 人につき 1 回)
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	退所後の主治医 (社会福祉施設) に対して、利用者の診療状況を文書で紹介を行なった場合	500 単位 (1 人につき 1 回)
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	退所後の主治医 (医療機関) に対して、入所者の診療情報、心身や生活状況を文章で提供した場合	250 単位 (1 人につき 1 回)
退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を文書で情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行なった場合	500 単位 (1 人につき 1 回)
協力医療機関連携加算	施設内で対応可能な医療範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下、適切な対応を行う体制	100 単位 (月)
訪問看護指示加算	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の指示書を発行した場合	300 単位 (1 回)
特定治療	老人保健法の規定による、リハビリテーション・処置・手術・麻酔または放射線治療を行なった場合	医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た数
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合	6 単位 (1 食)
低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある入所者に対し、他職種の者が共同して栄養管理をする為の会議を行い、定期的に食事観察を行い栄養リスクの評価を行った場合	300 単位 (月)
再入所時栄養連携加算	再入所時、一次入所の時と栄養管理が異なる場合 (経口摂取から経管栄養になった場合)、当施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合	400 単位 (1 回)
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員具体的な技術的助言及び指導を行う。入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出、サービスの向上を行う。	110 単位 (月)
経口移行加算	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合	28 単位 (日) (180 日を限度)

経口維持加算	<p>摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を対象とし、経口による食事摂取を維持できた場合6月を限度として加算する。</p> <p>I 著しい誤嚥が認められる者を対象とし、他職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い計画書を作成</p> <p>II 食事の観察及び会議等に医師（配置医師除く）・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士いずれか1名以上が加わった場合</p>	<p>I 400単位（月）</p> <p>II 100単位（月）</p> <p>（6カ月を限度）</p>
--------	---	--

(3) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは利用料金の全額が利用者の負担となります。

種 類	内 容	利 用 料 金
特別な療養室	個室をご用意します。	差額室料0円
※居住費	<p>光熱水費相当</p> <p>室料+光熱水費相当</p> <p>世帯の所得に応じて減免があります</p> <p>外泊・入院時に居室を確保しておく場合、居住費を頂くことになります。</p>	<p>多床室</p> <p>2人・4人部屋4人部屋</p> <p>600円</p> <p>個 室</p> <p>2000円</p>
※食費	<p>食材費+調理費相当分</p> <p>世帯の所得に応じて減免があります</p>	1700円
病 衣（緊急時のみ）	着替えがない場合には貸与いたします。	100円（1着）
洗濯代（緊急時のみ）	私物の洗濯いたします。	300円（1回）
衣類レンタル代 （業者委託）	<p>パジャマセット</p> <p>タオルセット</p>	<p>400円</p> <p>100円</p>
テレビレンタル代	多床室でのテレビレンタル使用希望の方	100円
電気器具電源使用料	私物持込みの電気器具につきましては、電源使用料を頂きます。	50円～100円
予防接種	インフルエンザワクチン 肺炎球菌ワクチン等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額
各種診断書料	生命保険診断書・死亡診断書等	3300～11000円
理髪代	<p>[理髪サービス]</p> <p>定期的に理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。</p>	2200円
レクリエーション	季節の行事（交流会年4回）や、レクリエーションなどを行ないます。	100円～500円
日常生活品費	ペーパー、タオル類・洗剤類・整容品	200円

※居住費・食費については、下記表のとおり国が定める負担限度額段階で1ヶ月に負担する上限額と、1日に負担する居住費・食費が設定されています。ご本人の住所地の市町村役所（介護保険係）に申請をして「介護保険負担限度額認定証」を受け、施設へ提示してください。補足給付（「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付）を受けることができます。但し、介護保険料滞納者には該当いたしませんのでご注意ください。

利用者の所得段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	600円
	個室	550円	550円	1,370円	1,370円	2,000円
食費		300円	390円	650円	1,360円	1,700円

(4) 利用料金の支払い

入所費等は1ヶ月毎に請求します。毎月10日頃に請求しますので、10日～20日までにお支払いください。

①窓口で現金払い（9：00～17：30まで 土日祝日含む）

②銀行振込

栃木銀行 宝積寺支店 （普）1069901
 イリョウハウジンカオルカイスガマタピョウイン
 口座名義 医療法人薫会 菅又病院
 リジチョウ スガマタ ノリコ
 理事長 菅又 典子
 ※必ず、入所者様氏名でお振込みください。

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日市町村等の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

7. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 薫会 菅又病院
所在地	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2351
診療科	内科、外科、循環器内科、呼吸器内科、胃腸科、消化器内科、整形外科、肛門科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科

8. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 薫会 菅又病院
所在地	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2351

9. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午後 2 時～午後 6 時まで 来訪者は、必ずその都度面会者名簿にご記入ください。
外出、外泊	外出、外泊される場合は、事前に身元引受人よりお申し出ください。
居室、設備、器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	施設内においては禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みは、原則お断りいたします。事情によっては、当施設内の金庫に必要最低限の金銭をお預かりすることは可能です。
所持品の持ち込み	必要以上の物品の持ち込みはお断りいたします。 持ち込まれた物品に関しては、私物管理表にご記入ください。
宗教活動（販売）	宗教活動や勧誘・販売等は固くお断りいたします。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において入所者に対する介護医療サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画にしたがって必要な借置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な形状および訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 非常災害対策について

- (1) 当事業所は、菅又病院と合同し災害対策に関する担当者（防災管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 消防計画に則り年 2 回、避難訓練を実施しています。また風水害、地震の災害対策として年 2 回訓練を実施し食料、飲料水・生活水及び医薬品等の備蓄をしております。

12. 個人情報の取扱い

- (1) 当事業所は個人情報保護法に基づき、利用者の個人情報を適切に取り扱います。つきましては、掲示、説明した個人情報に関する内容について同意を頂きます。
- (2) 利用者個々の希望による個人情報の使用範囲、及びプライバシーに関する希望にも出来るかぎり対応します。

13. 虐待の防止について

虐待の発生などを防止するため、虐待の未然防止、虐待などの早期発見、虐待などへの迅速かつ適切な対応の鑑定を踏まえ以下の処置を講じます。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会の開催およびその結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待防止のための研修を定期的に行います（年2回実施）。
- (4) 虐待の防止に関する処置を適切に実施するための担当者を設置します。

14. 身体拘束等について

当事業所は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合は医師が判断し、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には事前に利用者本人や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯を医師から説明し、十分な理解を得るよう努めます。又、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を緊急やむを得ない理由を診療録に記載することとします。

15. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談室	電話番号	028-676-0311	FAX 番号	028-676-2399
	事務長	大森 忠義		
	介護支援専門員	鈴木 麻友美	根岸 優恵	
	対応時間	月～金曜日 9:00 ～ 17:00		

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険相談窓口	高根沢町役場	健康福祉課 / 介護保険係
	電話番号	028-675-8105

※高根沢町以外の方は、各市町村窓口までお問合せください

国民健康保険団体連合会	電話番号	028-622-7242
	FAX 番号	028-622-7965

13. 当施設の概要

名称・法人種別	医療法人 薫会
代表者氏名	理事長 菅又 典子
管理者	院長 布施 大輔
当施設所在地	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2351
電話番号	028-676-0311
FAX 番号	028-676-2399
併設病院	菅又病院

14. その他の同意事項

- (1) 写真掲示、広告の件
- (2) ベットサイドの掲示物の件